

邑楽町告示第85号

平成17年第3回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成17年9月2日

邑楽町長 久保田 文 芳

1. 期 日 平成17年9月8日
2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（20名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員	21番	大野栄	議員

○不応招議員（なし）

平成17年第3回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成17年9月8日（木曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 4 議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第 5 議案第52号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 議案第53号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第54号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第55号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第56号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 第10 議案第57号 邑楽町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- 第11 議案第58号 邑楽町行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例
- 第12 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 第14 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 第15 議案第62号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 第17 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 第18 議案第65号 工事請負契約の締結について
- 第19 議案第66号 町道の路線認定について
- 第20 議案第67号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算
- 第21 議案第68号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第22 議案第69号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計補正予算
- 第23 議案第70号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第24 議案第71号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第25 認定第 1号 平成16年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第26 認定第 2号 平成16年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第27 認定第 3号 平成16年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第28 認定第 4号 平成16年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第29 認定第 5号 平成16年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第30 認定第 6号 平成16年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○出席議員（19名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
19番	新島正	議員	20番	石井悦雄	議員
21番	大野栄	議員			

○欠席議員（1名）

18番 松原市祐 議員

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久保田文芳	町長
石井征彦	収入役
川田定昭	教育長
小林徳義	総務課長
石井節雄	企画課長
神谷長平	庁舎建設室長
小島哲幸	税務課長
宮沢孝男	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長
並木邦夫	生活環境課長
増尾隆男	保険年金課長
横山正行	土木課長
中村紀雄	都市計画課長
岡村静代	住民課長
諸井政行	福祉課長
金子重雄	会計課長
石井貞男	水道課長

遠	藤	幸	夫	学 校 教 育 課 長
堀	井		隆	生 涯 学 習 課 長
大	塚	久	夫	監 査 委 員

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事 務 局 長
飯	塚	勝	一	書 記

---

◎開会及び開議の宣告

○中川健治議長 ただいまから平成17年第3回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

---

◎諸般の報告

○中川健治議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

次に、今期定例会において本日までに受理した請願、陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○中川健治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において石井悦雄議員、大野栄議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○中川健治議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から21日までの14日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、会期は21日までの14日間と決定しました。

---

◎日程第3 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて

○中川健治議長 日程第3、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

平成17年度邑楽町一般会計補正予算（第3号）につきまして、去る8月8日、衆議院が解散されたことにより、衆議院議員の総選挙を実施するための経費が必要となりましたので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,240万3,000円を追加し、予算の総額を79億8,073万7,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、去る8月12日、専決処分いたした次第であります。歳入については、県支出金の選挙執行事務委託金1,200万円と繰越金40万3,000円の増額であり、歳出については選挙の経費であります。

よろしくご審議の上、ご承認、決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第50号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第50号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第4 議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議 について

○中川健治議長 日程第4、議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成17年10月1日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である月夜野町、水上町及び新治村が廃され、その区域をもってみなかみ町が設置され、同日から組合格約別表第2の1の項から6の

項までの事務を組合で共同処理するため、また組合の組織団体である水上月夜野新治衛生施設組合が平成17年9月30日限りで解散するため、規約の一部変更をしようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第52号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○中川健治議長 日程第5、議案第52号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第52号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員につきましては、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき3名の委員で構成しておりますが、邑楽町大字藤川127番地、田部井猛夫氏の任期が平成17年9月15日で満了となりますので、引き続き同氏を次期委員として選任いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第6 議案第53号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○中川健治議長 日程第6、議案第53号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第53号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員であります邑楽町大字篠塚1069番地、川田定昭氏が、平成17年9月30日に任期満了となりますので、次期委員として引き続き同氏を任命いたしたくご提案申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第53号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第7 議案第54号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○中川健治議長 日程第7、議案第54号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第54号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会委員であります太田市東本町38番26—203号、神谷保夫氏の任期が平成17年9月30日をもって満了となりますので、引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第54号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第54号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第8 議案第55号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○中川健治議長 日程第8、議案第55号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第55号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会委員であります邑楽町大字石打985番地、関谷勝次氏の任期が平成17年9月30日をもって満了となりますので、引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第55号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第55号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第9 議案第56号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて

○中川健治議長 日程第9、議案第56号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第56号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の情報公開・個人情報保護審査会委員であります呂楽町大字狸塚1422番地、関田きよ子氏の任期が平成17年9月30日をもって満了となりますので、引き続き次期委員として委嘱いたしたいので、議会の同意をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第56号 情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第56号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第10 議案第57号 呂楽町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

○中川健治議長 日程第10、議案第57号 呂楽町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第57号 呂楽町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、公の施設の管理について従来の管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が新たに導入されました。これにより、本町におきましても公の施設の管理について、町の直営で行う場合やその他の方法で行う場合とを比較検討した結果、当面の間一部公の施設について指定管理者制度を導入することとしましたので、これら指定管理者の指定に係る統一的な取り扱い等を規定した手続条例を制定いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 補足説明申し上げます。

今町長からの提案の理由に基づきまして、管理者制度を導入したいということで条例を上程したわけですが、管理者制度においては行政処分該当するものとして、委託できなかった使用許可等についても条例で定めることによって指定管理者に行わせることができるということになります。また、出資法人以外の民間事業者にも広く管理者としての指定を受ける対象となることが可能となります。

この法律の改正によって、邑楽町において平成15年9月2日から3年の間委託管理をしております施設等について、3年間の経過措置が設けられ、18年の9月2日までには指定管理者制度を取り入れて管理委託を行うのか、あるいはまたは直営で管理するかを決定しなければなりません。どちらにするにしても条例を制定しておく必要がございますので、今回の上程となったものでございます。また、指定管理者というものには、法人そのほかの団体が指定されることができますが、個人は対象になりませんといった内容でもございます。

上程しました条例について、ご説明申し上げたいと思います。お手元に配付されている案をごらんください。

第1条としまして、趣旨を設けております。これにおいては、指定の手續に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条におきまして、指定管理者につきましては、基本的には公募を念頭に置いております。

第3条におきましては、指定管理者の指定の申請についての規定をしたものでございます。

第4条において、指定管理者の候補者の選定を規定したものでございます。

第5条におきましては、指定管理者の候補者の選定の特例ということで規定を設けたものでございます。

第6条におきまして、指定管理者の指定を規定した内容でございます。

第7条におきまして、管理者の行いました事業等につきまして、事業報告書の作成及び提出の書類等、内容についての規定事項でございます。

第8条としましては、指定管理者のとるべき責務としまして施設等の破損等あるいは滅失等含まれて、管理者の指定を取り消された場合におきます施設等の原状回復を行う義務づけを規定した内容でございます。

第9条では、指定管理者の管理する施設を損失または滅失した場合の損害賠償を規定したものでございます。

第10条におきましては、この事業を行うことにおいて知り得た秘密保持義務を規定した内容とな

っております。

第11条におきましては、これを実施していく上での規則等への委任規定を記載したものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより議案第57号 邑楽町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第58号 邑楽町行政手続等における情報通信の技術の利用  
に関する条例

○中川健治議長 日程第11、議案第58号 邑楽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第58号 邑楽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成14年12月の第155回国会において成立いたしました行政手続オンライン化法を受けまして、邑楽町におきましても条例、規則等の規定により書面で行うこととされております行政手続を電子的に行うための必要な措置を講じるため条例を制定いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、企画課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 石井企画課長。

○石井節雄企画課長 補足説明をいたします。邑楽町行政手続における情報通信の技術の利用に関する条例をごらんになっていただきたいと思います。

まず、第1条でこの条例の目的について定めております。本条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第9条によりまして、邑楽町におきましても条例、規則等により書面で行うこととしている手続に加えまして、オンラインでも行えるようにするための通則的な条例整備を行うものであります。また、この条例により直ちにオンライン化の対応を義務づけられるものではなくて、システムの整備等を行いながら順次オンライン化を図っていくというものでございます。

第2条では、この条例で用いる用語の意義について、第1号から第11号までそれぞれについて説明をしたものでございます。

第3条では、電子情報処理組織により申請等を行うことができる旨を定めているものでございます。

また、第4条では、電子情報処理組織による処分、第5条では電磁的記録による縦覧等、第6条では電磁的記録による作成等について、それぞれ定めているものでございます。

第7条では、オンライン化になじまないものについて定めたものでございます。

第8条では、町の努力義務について定めているものでございます。

第9条では、電子情報処理組織の使用に関する情報の公表について定めたものでございます。

第10条は、委任について定めているものでございます。

附則としまして、一つ、施行期日については17年10月3日から施行するというものでございます。

二つ目としまして、邑楽町行政手続条例の一部改正でございますが、本条例を制定することに伴いまして、申請等についてオンライン化が可能になることから、邑楽町行政手続条例等における関連部分について改正する必要が生じたためでありまして、以上の点から改正をするものでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第58号 邑楽町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を採決しま

す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第59号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第12、議案第59号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第59号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町保健センター建設工事を施工するため、去る8月26日、制限つき一般競争入札を執行したところであります。その結果、株式会社徳川組が落札いたしましたので、2億5,935万円で工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、庁舎建設室長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 神谷庁舎建設室長。

○神谷長平庁舎建設室長 議案第59号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、邑楽町保健センター建設工事（建築工事）。
- 2、契約の方法、制限つき一般競争入札。
- 3、契約の金額、2億5,935万円。
- 4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組、代表取締役、又野繁。

工事の場所につきましては、邑楽町大字中野2570番地の一部でございます。

工事の概要につきましては、鉄筋コンクリートづくり、かわらぶき、平家建て、延べ面積1,593.30平方メートルでございます。

主な施設の形態でございますが、検査室、運動指導室、機能訓練室、育児相談室、個別相談室、調理実習室、地域医療室、会議室等でございます。

工期につきましては、平成18年3月31日までを予定しているものでありますが、補助事業によりまして平成17年度、18年度の2カ年事業となりますので、予定工期につきましては平成18年7月25日を履行期間と定めるものでございます。この後、債務負担行為の補正の承認をいただいた後に、工期の変更を予定しているものでございます。

また、施工に当たりましては、中央公園やシンボルタワー等の利用者に十分周知を図り、万全に

工事を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第59号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第60号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第13、議案第60号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第60号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町保健センター電気設備工事を施工するため、去る8月26日、指名競争入札を執行したところであります。その結果、三洋電機株式会社が落札いたしましたので、4,383万7,500円で工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、庁舎建設室長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 神谷庁舎建設室長。

○神谷長平庁舎建設室長 議案第60号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、邑楽町保健センター電気設備工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、4,383万7,500円。
- 4、契約の相手方、東京都文京区本郷三丁目10番15号、三洋電機株式会社営業開発本部、東日本

営業統括部統括部長、宮崎昌郎。

邑楽町保健センター建設工事（建築工事）の関連工事でございます。

主な工事の概要につきましては、受変電設備、幹線設備、動力設備、電灯設備、照明器具設備、会議室及び研修室の音響施設整備、非常呼び出し設備、自動火災報知機設備等の工事でございます。

工期につきましては、議案第59号で承認いただきました建築工事と同期日となります。よろしくどうぞお願いいたします。

以上です。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第60号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第61号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第14、議案第61号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第61号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町保健センター機械設備工事を施工するため、去る8月26日、指名競争入札を執行したところであります。その結果、株式会社神寛が落札いたしましたので、4,725万円で工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、庁舎建設室長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 神谷庁舎建設室長。

○神谷長平庁舎建設室長 議案第61号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、邑楽町保健センター機械設備工事。
  - 2、契約の方法、指名競争入札。
  - 3、契約の金額、4,725万円。
  - 4、契約の相手方、館林市松原二丁目6番26号、株式会社神寛、代表取締役、松村哲夫。
- 邑楽町保健センター建築工事の関連工事でございます。

主な工事の概要につきましては、衛生器具設備、屋内外給水設備、屋内外排水設備、給湯設備、空調機器設備、基幹設備、床暖房等の工事でございます。

工期につきましては、議案第59号で承認いただきました工事と同期日になりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 一つお伺いします。

南児童館と、また北児童館にも通ずるのですけれども、解体に当たりアスベスト問題がかなり話題になっておりますので、解体する前にその調査をして、そういうものが含まれているということであれば、解体するときいろんな飛び散る、学校近辺ですので、その辺を心配しているのですけれども、解体の前にそういうような調査をして、きちんと処方をしていただきたいと思いますと思うのですが、その辺のことについて、どういう考え方をしているのかお尋ねします。

○中川健治議長 大野議員、これは、保健センターは、新しく建設するところなのです、今議題になっているのは、解体工事は、次の北児童館の件になると思うので、この後になると思いますので、よろしくお願いたします。また、そのときに大野議員、改めて質問等お願したいと思うのですけれども。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第61号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第62号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第15、議案第62号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第62号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立南児童館建設工事を施工するため、去る8月26日、指名競争入札を執行したところであり、その結果、株式会社徳川組が落札いたしましたので、6,982万5,000円で工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、福祉課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 議案第62号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、邑楽町立南児童館建設工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、6,982万5,000円。
- 4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組、代表取締役、又野繁でございます。

工事の場所につきましては、邑楽町大字篠塚1411番地8でございます。

工事の概要でございますが、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、撤去その他工事でございます。

構造等につきましては、鉄骨づくり、かわらぶき、平家建てでございます。図書室、遊戯室、集会室、児童クラブ室、事務室、倉庫等、延べ床面積389.96平方メートルでございます。

工期につきましては、平成18年2月28日までの予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第62号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 議案第63号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第16、議案第63号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第63号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立北児童館改築工事を施工するため、去る8月26日、指名競争入札を執行したところであります。その結果、関建工業株式会社が落札いたしましたので、5,397万円で工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、福祉課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 議案第63号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

1、契約の目的、邑楽町立北児童館改築工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、5,397万円。

4、契約の相手方、邑楽町大字篠塚1635番地、関建工業株式会社、代表取締役、関口明央でございます。

工事の場所につきましては、邑楽町大字藤川371番地でございます。

工事の概要でございますが、現在の児童館を取り壊し、建て替えをするものでございますが、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、解体撤去工事でございます。

構造等につきましては、鉄骨づくり、かわらぶき、平家建てでございます。図書室、遊戯室、

集会室、児童クラブ室、事務室、倉庫等、延べ床面積260.02平方メートルでございます。

工期につきましては、平成18年3月15日までの予定でございます。

工事期間中の児童館の運営につきましては、高島小学校の図工室及び体育館を借用し、対応していく予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 先ほどちょっと1側ずれてしまったのですが、もう一度再質問ということで、解体について学校等々が近いので、その辺の対策をどのように考えているのかお尋ねします。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 北児童館の解体工事につきまして、アスベストの処理の関係でのご質問ですが、お答えいたします。

アスベストの廃棄物の取り扱いにつきましては、非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針というのがございまして、建築物の解体工事及び改築工事に伴って生ずる非飛散性アスベストの廃棄物につきまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に沿いまして適正に処理し、小学生に、また近隣の住民に影響のないように工事を執行したいという考えでおります。

以上でございます。

○中川健治議長 本間議員。

○11番 本間恵治議員 この児童館、もう一つ前にもありました。

これ、ここには出てこないのですけれども、入札の業者はそれぞれ2社がとっておりますけれども、設計業者については同じ方が設計をしております。そういう部分では、立派な建物をつくっていただく上でやはりお互いに切磋琢磨しながら競争して、そして立派な施設をつくっていただくという部分では、設計業者を同じ業者にしたということにつきましては、私は余り好ましくないのではないかという気がいたします。

この点につきましては、もう済んだことですから、とやかくは言いませんけれども、これからのあり方としたらやはり同じ業者に二つを設計、しかも同じ入札の日に同時にやる、それについての設計業者が同じだということにつきましては、私はこういう対応をとったことについて好ましくないのではないかと思います。その点につきましては、皆さんここに課長さんおりますので、町のいろんな施設を建設する上でやはり公正を期すためにも、私は違う業者を選んでもらいたかったなと、そういうふうに思っております。その点につきまして、これからの改善を私は要望いたします。

以上です。

○中川健治議長 要望でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 ほかに質問ありますか。

千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 公正な競争入札でやられたこの北児童館の工事で、決してそれがどうこうということではないのですが、特に常任委員会でも出たのですが、私は一つ要望しておきたい。ということは、特に解体工事、我々が見ても本当に大した児童館ではない。通常の我々が常識で考える解体料とは破格の値段かなど。要するに坪当たりにして5万7,000円ですか。常任委員会の中ではアスベストの処理があると、このような説明もあったのですが、一般的には往々にして誤解を招くのではないかとということで、詳しいあれは出ていないのですが、アスベスト処理がどのぐらいかかるのだと。あるいは、当然一般競争入札で、公正な入札の中でやられたのですから、この件については正当だと思えますけれども、常識的には解体工事の5万7,000円というのは、ちょっと一般常識を超えているのではないかと。こんなことで、常任委員会でも要望したわけなのですが、とかく今の厳しい情勢の中で、決してこれが一つの誤解を招かないように担当所管としては十分な説明を、納得できる説明をもってやってほしいと、こんなふうに思います。

それから、最近特に出ているアスベスト問題、その処理についてはどういう処理をしていくのか、正直言って我々は皆目わかりません。だから、そういうことも含めて今後誤解を招かないような特段の説明が得られるよう強く要望しておきたいと思います。

以上。

○中川健治議長 要望でよろしいですね。

〔「はい、いいです。所管だから」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 ただいま要望ということでいろいろお話があったわけですが、誤解がありますとまた困りますので、課長の方でいろいろと資料がありますので、答えさせたいと思います。

〔「要望であって」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 今の千金楽議員は、厚生環境所管なものですから、その件について今町長の方が誠意を持って課長から答弁させるということなのですから、また要望ということで一応受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔「了解」「答弁」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 次に質疑ありませんか。

〔「町長が担当課長に答弁させるというのに、議長が抑えなければならないの」「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

石井議員。

○20番 石井悦雄議員 ただいまアスベストの件につきましては、いろいろお話がございました。もちろん解体するときもそうです。これから審議される補正予算の中にも、調査とか委託料とかでこの件について計上されております。これからも十分この問題につきましては配慮された中で町の行政を執行していただきたい、そんなことをお願い申し上げます。

○中川健治議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて討論を終結します。

これより議案第63号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

〔午前11時00分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時11分 再開〕

---

◎日程第17 議案第64号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第17、議案第64号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第64号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

地方道路交付金事業幹線19号線橋梁上部工事を施工するため、去る8月23日、指名競争入札を執行したところであります。その結果、株式会社徳川組が落札いたしましたので、5,176万5,000円で工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げます。

なお、詳細につきましては、土木課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 議案第64号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

1、契約の目的、地方道路交付金事業幹線19号線橋梁上部工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、5,176万5,000円。

4、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組代表取締役、又野繁。

工事の場所につきましては、邑楽町大字中野4268番地1地先、1級河川多々良川でございます。

工事概要につきましては、プレテンション方式、PC単純中空床版橋で、橋長22.2メートル、幅員16メートル。主げたにつきましては、長さ22.14メートル、けた高80センチ、けた幅72センチのものを横方向に22本連続して設置をいたします。また、両側に高欄工、橋面には防水工、舗装工等を施工するものでございます。

工期につきましては、平成18年3月17日までの予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第64号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第65号 工事請負契約の締結について

○中川健治議長 日程第18、議案第65号 工事請負契約の締結について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第65号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

公共下水道管渠築造17-1工区工事を施工するため、去る8月23日、指名競争入札を執行したところであります。その結果、河本工業株式会社が落札いたしましたので、5,565万円で工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、水道課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決

定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 議案第65号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約の締結につきましては、次のとおりでございます。

1、契約の目的、公共下水道管渠築造17-1工区工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、5,565万円。

4、契約の相手方、館林市北成島町2544番地、河本工業株式会社、代表取締役、河本榮一でございます。

工事の場所につきましては、光善寺地内幹線5号線県流入点西から主要地方道足利・邑楽・行田線方向に242.3メートル施工するものでございます。

工事の概要につきましては、小口径泥水推進工法にて口径200ミリの推進工法用硬質塩化ビニール管を239.7メートル布設し、ケーシング立て坑3カ所、沈設立て坑2カ所を設置するものでございます。

工期は、平成18年3月15日までの予定でございます。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第65号 工事請負契約の締結について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第66号 町道の路線認定について

○中川健治議長 日程第19、議案第66号 町道の路線認定について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第66号 町道の路線認定について、提案理由の説明を申し上げます。

開発により町に寄附された道路及び新規路線について、路線の認定を行いたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、土木課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 議案第66号 町道の路線認定につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び認定路線図のとおり5路線を認定いたしました。道路法第8条2項に基づきご提案申し上げます。また、調書の整理番号と路線図の番号は符合しております。1、2、3、4の4路線につきましては、民間開発に伴い町へ寄附された道路でございます。そして、5の路線につきましては、1級河川孫兵衛川改修工事に伴い既設下水道管の布設替えを行うため、県との協議の上、付近の状況から新規に用地を取得いたしまして、下水道管の移設を行うことになりました。その用地を道路としても利用したい考え方でございます。5路線で述べ延長325.1メートルとなります。

参考ですが、今回の路線が認定されますと、町道の認定路線数は1,435路線、総延長45万9,913.1メートルになる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第66号 町道の路線認定について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○中川健治議長 日程第20、議案第67号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第67号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,055万9,000円を追加し、予算の総額を82億4,129万6,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、町税の2億987万9,000円、地方交付税1億72万6,000円、繰越金3億6,313万9,000円の増であり、国庫支出金4,606万9,000円及び繰入金3億9,000万円を減とするものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。総務管理費の663万7,000円の増ですが、これは庁舎建設事業2,083万6,000円、財政調整基金積立金2億5,053万2,000円の増額と保健センター建設事業2億6,962万4,000円の減額を集計したものです。その他社会福祉費6,347万6,000円、清掃費2,336万8,000円、農業費2,745万7,000円、道路橋りょう費6,140万1,000円、都市計画費2,062万8,000円、保健体育費1,732万6,000円、それぞれ増額するものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 補足説明させていただきます。お手元の一般会計補正予算（第4号）をお願いいたします。13ページからお開きいただきます。

歳入につきましては、町税で2億987万9,000円の補正増額でございますが、この内訳としまして個人住民税5,872万円、法人税1億5,115万9,000円を増額するものでございます。

8款の地方特例交付金でございますが、恒久減税の一部補てんということで579万8,000円の増額補正を予定しております。

9款の地方交付税におきましては、普通交付税1億72万6,000円を増額するものであります。

その下の13款国庫支出金でございますが、保健センターの建設を単年度事業として当初予算で組んでおりましたが、国の方の補助関係において2年継続ということになりましたので、国の補助金が4,500万円ほどの減額という修正でございます。

次のページをお願いいたします。14款の県支出金、3目の衛生費県補助金におきまして、今申し上げました国庫支出金の4,500万の減額と連動しまして県補助金が1,375万円の減額ということになります。

次のページをお願いいたします。17款の繰入金におきまして、公共施設等整備基金繰入金を3億9,000万円ほど減額をしたいという計上であります。

18款の繰越金におきましては、3億6,313万9,000円を繰り越すことができましたので、計上いたします。

19款の4項雑入の1目雑入の中の一番下でございますが、孫兵衛川関連下水管移設補償金ということで1,100万円県の方から歳入があるということでございます。

次のページをお願いいたします。町債につきましては5日の減税補てん債、特別減税、制度減税に対する補てん措置としまして960万円、臨時財政対策債としまして地方一般財源の不足に対応して770万円を計上するものでございます。

以上が歳入についてのものでございます。

次のページをお願いいたします。21ページでございます。4目の財産管理費におきまして修繕料100万円、これにつきましては旧南保育園の跡を別の用途で使用するというに伴いまして、トイレ、あるいはほかの設備等のふぐあいを修繕あるいは調整するというので、修繕料100万円を計上するものであります。

それから、次のページをお願いいたします。真ん中ほどで財政調整基金でございますが、積立金としまして2億5,053万2,000円積み立てをしたいというものであります。中身は、積み立て分と利子分という2本に分かれております。

その下の一つ置いて庁舎建設事業でございますが、合計としましては2,083万6,000円です。うち設計者選定競技の報償金としまして150万円、設計業務委託料、基本設計で1,900万円を計上しようとするものであります。また、その下の保健センター建設事業におきましては、2億6,964万4,000円の減額でございますが、先ほど歳入のところでも申し上げましたように2カ年事業ということになりますので、おおよそでございますが、半分の事業を予算から割愛し、翌年度の事業としたいということで減額するものであります。

次のページをお願いいたします。2款総務費の2項徴税费のところ、一番下の方になりますが、町税過誤納金還付金及び加算金の700万円増額、確定申告等による法人税の還付が多いということで増額をするものであります。

次のページをお願いいたします。民生費、一番下から3行目になりますが、老人保健特別会計への繰出金5,900万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。29ページでございますが、上の障害福祉費の欄におきまして精神保健事業、精神障害者通所授産施設整備費補助金ということで、社会福祉法人協栄会への補助金を100万円計上したところでございます。

民生費におきましては159万3,000円、放課後児童対策事業委託料というのが減額でございます。これにつきましては、4月以降みんなのいえというのが廃止されておりますので、委託料が要らなくなるということでの減額でございます。

35ページをお願いいたします。上の地域し尿処理費の事業でございますが、公共下水道管理用地

としまして2,200万円で用地の取得を考えております。

6 款農林水産業費におきまして、公園管理事業ということで643万2,000円を計上したところでございますが、その内訳につきましては農村広場野球場ダッグアウト設置工事並びに野球場内の補修工事ということで計上したものが大部分でございます。

次のページをお願いいたします。農業土木費におきまして、ふるさと農道緊急整備事業で400万円、小規模土地改良事業で1,110万円、事業の中身としましては物件の移転補償が大部分を占めているというところでございます。

一番下の太陽光発電システム導入促進補助事業ということで当初予算にも計上してございましたが、環境等への配慮が住民の方々に浸透したということかと思われませんが、申請者が大分多く出てまいりましたので、160万7,000円を増額補正させていただきたいという内容でございます。

次のページをお願いいたします。8 款の2 項道路橋りょう費のところ、道路新設改良事業ということで6,140万円、主に町道の整備工事あるいは用地取得費ということで計上する内容でございます。次のページの一番上にもございます物件移転補償費等が合計されまして、6,140万円の補正をしようとするものでございます。

下の8 款4 項4 目公共下水道費に850万円の繰り出しをしたいということでございます。

その下の公園費でございますが、910万円、公園の遊具等を整備してありますが、なお点検、あるいは追加して整備をと考えて計上するものであります。また、ひろや公園整備事業でございますが、これについてもグラウンド等の整備をしたいということで計上するものであります。

次のページをお願いいたします。教育費の1 項教育総務費、学校教育指導費でございますが、臨時職員等の雇いが急遽発生しましたので、賃金で807万円を計上します。それと、中学生国際交流研修事業でございますが、ことしからまた新たな研修先ということで事前調査等を行いました。そのときの費用ということで計上するものであります。

次のページをお願いいたします。上から5 行目ですか、アスベスト検査手数料というのが339万2,000円、これにつきましては小学校全体を対象としまして計上した数字で、こういう大きな数字になるということでございます。

一番下になりますが、高島小学校の西棟の二つの教室の床が火ぶくれのように盛り上がってしまっていて、使用するのに大変不都合が生じているということで、床の張り替えを想定した予算計上でございます。

次のページをお願いいたします。中学校費の二つ目の丸ですが、管理事業の中でやはり大部分がアスベストの検査手数料ということで、206万4,000円を計上するものであります。

次のページをお願いいたします。社会教育費の社会教育総務費でございますが、臨時職員の賃金ということで145万円を計上したいというのがこの項の大部分でございます。

次のページをお願いいたします。6 目の地区公民館費におきまして、294万円ほどの増額補正を

お願いするところがございますが、修繕料としましてエアコンの修繕、あるいは畳の入れ替え、あるいは机のキャスター等を交換したいということで135万2,000円を計上するものであります。

次のページの2行目でございますが、施設用備品ということでオープンレンジを購入したいということで、105万円を計上するものであります。

一番下の6項保健体育総務費でございますが、スポーツ振興事業としまして国際連盟殿堂入り記念式典をとということで、式典にかかわる費用を107万6,000円計上したいということでございます。

次のページ、55ページをお願いします。町民体育館費の二つ目の丸のところでございますが、体育館改修事業としまして1,171万6,000円を補正計上しまして、大屋根あるいは外壁等が傷んでおりますので、修繕をしたいということでございます。

給食センターのところで一番下ですが、給食用備品購入費、これについてはガスの回転がまを取り替えたいということで計上するものであります。

以上が大きな支出についての項目等でございます。なお、保健センターについては、2カ年事業ということで工事を行うことになりましたので、6ページのところを開いていただきますと、債務負担行為ということで2億6,790万円を債務負担行為にしたいということで計上するものであります。

よろしくお願いたします。

○中川健治議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

青木議員。

○16番 青木 久議員 補正予算書の22ページ、2款総務費、7目の庁舎等建設費の説明、さっきちょっとありましたけれども、庁舎建設事業、そこで設計業務委託料、その前に設計者選定競技報償金とあるので、これは今までの設計があります。それを見直しかなと思っていただけれども、そこに設計者選定競技報償金とある。新たなもの、そういうことでよくわからないわけで、やっぱりそれについては多くの皆さんがわからない、不透明というところがあるわけで、改めて町長にどういうことであるか説明を求めたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 庁舎建設に関しまして、先日も全協の方でもお話ししたとおりでありますけれども、今までの計画が37億、多目的ホール含めてです。それで、総工費が48億ということでありますが、今現在基金の範囲で、26億ぐらいの中でやっていければということですずっと述べてきたと思うのですが、今現在今までの設計を実施するお金はないわけでありまして、やはり新たに設計をやり直す必要があるということでありますので、ここに計上させていただきました。

以上です。

○中川健治議長 青木議員。

○16番 青木 久議員 この庁舎については、3月の定例会でこの予算の関係で否決されてきた。それで、また修正をし、それを可とした修正の予算で今は執行されている。そういうことで、それから半年もたつのに、よくそれにはみんな、町民の多くの皆さんが説明を受けて理解、納得した状態にはまだなっていないと思うのです。やっぱりこれは、執行者として多くの皆さんに納得していただけるような努力が必要だと思っています。そういう面でまだまだ足りない、またわからないということでもあります。

それについては、今までの設計があります。これと新たなものということについては、前の処理をしておいて、次のこういうことですよとなれば話はわかるけれども、前のも宙ぶらりんというようなことだと私は思っております。そういう状態では非常にわからないところもあるわけで、やっぱりそれについてはちゃんとこういうことだと処理をして進む、また多くの皆さんに理解をいただく、この努力が私は必要だと思っております。そういうことで、そういう部分も指摘せざるを得ないわけでありまして、とにかくすべての事業が、皆さんの数の力ではなく、納得をして初めてそれが前進できる、そういうことだと思っております。

そういうことで、町長のさらなる考え方についても一度伺いたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 全く町民の方々には、これはもちろん説明はする必要があると思えますし、これから、まだ特に何も決まっておられませんし、今の状態だと前にも後ろにも動きがとれない状態でありまして、予算を計上することで庁舎建設を進めなさいということになると思えます。その中でこれから協議をしていくものだと理解しておりますので、今後の中身についてはこれから協議をしていくものでありますので、よろしく願います。まだ今現在では何も決まっておられません。

○中川健治議長 青木議員。

○16番 青木 久議員 今町長は、予算だけをとって何も決まっていない、そういうふう聞こえました。やっぱりこういう思いで、私も庁舎が早くできることを願っている一人です。だけれども、この筋道がはっきりして、わかったよという状態でなくてはならない。今も聞くと、予算はとるけれども、何もわかっていない。そうではなく、私はこういうことでこういうふうにしていきたいのだ、こういうところがあって初めて、だから予算もとらせていただきます、協力してください、そういう方向でないとならないのではないかなと私は思っています。とにかくそこが透明性で、わからないけれども、金だけを出せ、認めろというだけではちょっと乱暴ではないかな。私はそういうふう、町の執行というのはそうあるべきで、とにかく透明性を高めてみんながわかる、進め方についても町長の考え方は、住民のためによく考えている、それが伝わってくるようにふだんから皆さんとやっぱりそれは話し合っ、自分の考えをどんなことをしても、皆さんの税金を、とうとい税金ですから、これを一円たりとも有効に使うのです、その気持ちがあらわれるようにどんどん、これはこういうふう考えている、これからの時代は、未来はこうですということで、皆さんが、

ああ、わかった、それならいいよと、こういうふうな方向で話してもらいたいです。そういうことで、今の段階では納得できない、そういう気持ちであります。

これから町長としてとにかくい説明をしていただいて、多くの方が、ああ、わかったと納得ができるようにしていただきたいと思います。

○中川健治議長 千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 この新庁舎建設の予算については3月、このままでいくと新たな設計をするということは、今までもう既に支出された1億4,800万、これが税金のむだ遣いになるのではないかと、このような中で否決をした経過があります。それで、過日、7月28日ですか、山本理顕さんと呼んで事実関係いろいろ聞いて、質疑に立たせてもらったのですが、そのときに町長はまだ白紙ですよと、何も考えていない。だけれども、この予算書を見ると、もうはっきり別の選定業者を選ぶのだと。減っているのだ、1,900万ですか。これが当初予算では6,290万、これが何で二千幾万になってしまったのだと。

それから、常々町長は、町民にできるだけ負担のかからない、むだ遣いをしないと。そこで、お伺いしたいのですが、1億4,800万を最大限努力して吸収をする、町民の理解を得られる努力をすると言っておるのですが、どういう形でこの1億4,800万を今度の事業体の中で吸収していくのか。確かにこれは町長が言うように、法的には何の責任もないのです。ないのだけれども、自分の金を1億4,800万円といったら目の色変えると思うのですが、税金だからうっちゃってしまって、またこれは町長がかわったのだから、おれはこのままでいいからこういうのをやるのだよと、これだけでは余りにもその考え方が軽率かなと。

我々も決して新庁舎建設ということについては、反対ではないのだよね。だから、ちょうど今郵政民営化賛成、反対なんて言っているけれども、問題は中身なのです。我々はどこの業者を使おうと、町長がかわったのですから、町長が鉄筋にしよう何しよう、私は納得ができれば結構だと思うのですが、要はその1億4,800万をどこで吸収するのか。ある人に町側の答えとして37億の予算を26億に圧縮するのだと。だから、ここで2億ぐらいの金は何とでも圧縮、町は得するのですよというような、こんな話をしたというのを又聞きで聞いているのですが、37億の事業費を、同じ事業体を26億に圧縮して企業努力をしたのなら、これは立派なのです。ところが、中身については、15億の保健センターはつくりませんよと。そうすると、26億の範囲内ということは、ちっとも努力していない、こういうことになるのではないですか。

だから、その辺をもう一度聞きたいですが、どこでどういう形で、一般の方が聞いてもわかるように1億4,800万を吸収していくのだと、今まで使われてしまったものを。ただ授業料だと思えば安いものなんて、これはちょっと納得できないです。その辺をもう一度ご答弁願いたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 1億4千何がしというような数字のようですが、うちの方は1億1千幾らという

ような数字のようなふうを受けとめておりますけれども、ともかくそういった今までの経費については、できるだけ今までの考えと色々な報告書等も出ているようですので、そういったものは取り入れていけるだろうと思っております。また、かといって、先ほども言ったとおり今までのものを今までどおりにつくるということは、これは本当にお金がありませんので、できません。ですから、設計変更はこれやむを得ないと、これは思っています。ですから、新たにこれはやらせていただきたいと思っております。

何も決まっていないのに予算をとるのかということですが、今現在ではこの庁舎建設がストップしているわけです。それで、皆さんにゴーサインをいただければ何もできないわけでありまして、一応全協の中でもこのようにやっていきたいというのは、ずっとお話をしてきたつもりでありますので、これから本当にこれに取り組んでいいのか、取り組んではいけないのかということになってきますので、ぜひとも進めさせていただきたいと思います。そういった中で、また協議をしながら進めていきたいと思ってますので、よろしく願いいたします。

○中川健治議長 ほかに。

金子議員。

○6番 金子正一議員 私は、23ページの庁舎建設事業2,083万6,000円の補正の中で、特に設計業務委託料1,900万についてお伺いをしたいと思います。

町長は、ただいま議員への説明の中で、8月18日に全協で庁舎建設については多層階を考えていますと。設計については、新たな設計事務所を選定したいというような報告がありました。全協で報告があったのは、ただそれだけです。細かい内容についての問題については、全協でもそうですし、補正予算の説明が総務委員会を通して30日に総務課長の方からありましたけれども、そのときも細かい説明は、私はなかったと記憶しています。そこで、これは町長にちょっとお伺いしたいのですけれども、なぜその多層階で新たな設計事務所を選定したいということになったのか、これは町長にお伺いしたいと思います。

それから、次はこの1,900万の庁舎建設の委託料の積算です。1,900万をどういう形で、どういう考えで計上したかということの積算の根拠、それについては担当の課長ということになると思いますので、建設室長の方からお願いをいたしたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 新たな設計業者ということではなくて、新たな設計ということでやってきたつもりですけれども、新たに設計をやり直す必要があるということでもありますので、今までの規模のものではできない。予算的にも限られた範囲でありますので、その範囲でやりたいということなので、設計は構造計算なりいろいろやるにしても、すべて新たにすると同じになると思いますので、そういう意味です。

○中川健治議長 神谷庁舎建設室長。

○神谷長平庁舎建設室長 ただいまの1,900万の積算の根拠ということでございますので、これにつきましては年度当初積算いたしました金額、これらにつきましては基本設計、実施設計等が含まれた額でございます。今回につきましては、9月の補正ということで期間的にもないということで、基本設計の予算の中で対応していきたいということでございます。これらの基本的な数字につきましては、従来ありました面積の6,112.57平方メートルに平方メートル当たりの金額としまして35万円を掛けました。それで事業費を積算しまして、4%のうち基本設計、管理設計については0.7を乗じたのが全体金額でございます。この0.7のうち10分の3が基本設計、10分の7が実施設計ということで、今回につきましては10分の3を掛けまして1,900万という数字を出したわけでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 なぜ私が町長と課長にそういう伺い方をしたかというのは、去年の3月の定例議会で神谷室長が答弁しているのです。それは、今町長は設計の変更もやむを得ないという答弁がありましたね。その設計変更であればやむを得ないというのなら私もわかるのです。神谷課長が答弁したのは、こういうことなのです。今実施設計の図面があるけれども、設計屋さんに聞きますと職員の意見が反映されていない、当然見直しが出てくるよということなのです。設計の変更といたしましても、一般的な基準を考えてその辺を計算しますと、庁舎建設の設計料が7,251万2千何がしとあります。次なのです。軽微な変更については、その金額の20%というような考えがあるようですと、室長は答弁しているのです。だから、町長が今の現在できている実施設計をもとにした設計変更ということならやむを得ないというのは私はわかるのです。だけれども、私は設計事務所という話をしましたけれども、新たに設計を変更したいということで18日に言ったというならば、同じ考えであればいいと思うのです。その辺の整合性がないから、町長はどういう考え方なのですかということ聞いたわけなんです。

それと、神谷課長の答弁、これは3月の29日に減額修正をされたときに答弁をされているのです。今課長が答弁したとおりです。そういう考えだとしたら今度は財政の方に、総務課長に聞きますけれども、普通予算の組み立てというのは総計予算主義が原則です。神谷課長は、補正予算で期間がないので、とりあえず基本設計だけのをとったということです。神谷課長の答弁をちょっと読んでみます。6,290万とりましたと。その根拠というのは、今課長が言った6,112.57平方メートルに平方メートル当たり35万円を掛けた金額、そのうち一般的に設計料はその金額の4%ですと。そのうちの0.7が設計、0.3は工事管理という形で積算されているのだと。では、なぜ基本設計だけの金額を計上するのですか。先ほども保健センターで減額の数字がありました。繰越明許という話もありました。債務負担行為ということも説明がありました。でしたら、基本設計でなくて実施設計も含めた金額をこの予算に計上して、来年の3月31日までにはその基本設計きりできないのだと。残っ

た実施設計は、18年度に繰越明許をする債務負担行為として考えていただくと、それが予算を組み立てる筋道ではないですか、財政課長。

〔「方法はいろんなやり方あるんだから」と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 なぜ2,000万ということで分割してやるのですか。先ほども……

〔「最初のスタートができなかった」と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 それは、ですから庁舎建設室長と財政課長の答弁をお願いします。

先ほど町長から47億の話がありました。これは当初の予算、当初の事業ということで、すべての金額、本体工事36億6,000万、備品工事4億、外構工事4億と、そういう形で今町長が言った47億になるのです。ですから、今度26億のこの予算の範囲内になるのであれば、その金額にプラス備品、外構、そういうものを含めてトータルで、片方は47億だけれども、片方は37億、10億差があるのですよという説明を何でしないのかと。

〔「それは最初から」「それが通るか通らないかわかんないうちに、それはだって」と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 町長が説明で端的に47億という数字を、あたかも大きな税負担があるということを使うものですから、そういう比較も必要ではないかということなのです。

いずれにしてもその説明責任が、先ほど青木議員が指摘したように十分我々議会にも町民にも説明の責任がされていないということは、私はそのとおりだと思っているのです。本当に事業を進めていくということは、私は庁舎建設、そういうものについて反対はしていません。最初からもう庁舎建設をやるべきだと言っているわけです。その経過が、そのプロセスがきちっと、先ほど言われたように整理をされていないので、その部分をきちっと一つ一つ区切りをつけて……

〔「委員会補正があって予算を計上しているのだから」と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 ちょっと議長、質問中なのです。

〔「一般質問じゃないよ」「時間がないよ、簡単にやれよ」と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 ほかの議員の制止をお願いします。

ですから、そういう形の説明をきちっとすべきではないかと、そういうふうに思うのですけれども、お願いします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 庁舎建設については、反対ではないというようなことでありますので、ぜひお認めをいただきたい。そして、これから皆さんと相談しながら一緒にやっというではありませんか。

やる前からあれはだめだ、これはだめだ、説明がないということではなくて、やはりこれは庁舎を進めていいのか悪いのか、ゴーサインをできれば出していただきたいなと思っています。そして、

一緒にこの中身については協議して、今のままでは本当に前にも、私の立場からすればだるま状態でありまして、何も打つ手はないという状況であります。気持ちはやりたくても話もできない、そういう白紙の状態といたしますか、本当に真っさらな状態でありますので、予算をつけていただければゴーサインが出たということで受けとめ、そして協議を進められるのかなと思います。その予算の盛り方がいいとか悪いとかいろいろあるようですけども、ぜひとも何とかお願いをしたいと思っております。

実際にお金は四十数億はありません。それも理解いただきたい。

そして、今までは合併等を控えた中でありましたので、多少の無理はしてもこれはできたのかなと。当時は、一生懸命それなりに皆さんがやってくれたと思っております。しかしながら、今合併がこういった状況になった中で、やはり限られた予算を大事に使っていく必要があると。やはり設計も見直さなければならぬと思っております。ぜひともご理解をいただいた中でお願いをできればと思うところであります。

また、設計業者のことにちょっと触れますけれども、私がこの業者を入れなさいとか外しなさいということは言えないのであります、私の立場からしますと。やはり業者については、私はそういった立場でありますので、それは申し上げられませんが、設計についてはやはり今までの設計のと通りの建物はできませんので、何とかご理解をいただいて進めさせていただきたい。そして、その中で協議を一緒にやっていければと思います。

なかなか皆さんにうまく説明ができませんけれども、これが気持ちでありますので、よろしく願いいたします。

〔「ちょっと財政課長、答弁お願いします」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 金子議員のお尋ねの件ですが、補正において設計業務等を計上するのはいかなものかということでよろしいのですか。当初予算で上げるべきだということを聞いているのですか。

○中川健治議長 金子議員。

○6番 金子正一議員 質問の要旨がわからないようですから、再度。

予算を積算する、組む場合に、総計予算主義というのが原則だと。当初6,290万を組んだと。先ほど神谷課長の方から、基本設計料は面積に単価を掛けてその4%がということです。そのうち0.7%が設計、0.3%が工事監督と言っているわけです。そうすれば、0.7%の金額そのものを今度の補正に乘せるのが、乗せて、それが3月の31日までに基本設計きりしか出ないということであれば、実施設計の部分は保健センターと同じように債務負担行為を起こす、繰越明許を起こして18年度やるのですよということが、正しい計上の仕方ではないですかということを聞いているのです。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいまの金子議員の、要するに設計料について実施設計まで、あるいは監理料まで入れてということかと思われませんが、それも一つの考え方でございます。また、今年度において実施していききたいというのは、あくまで基本設計までに抑えるのだという考えであれば、それも一つの考えということで、どちらもあり得ると私は考えます。

○中川健治議長 金子議員、これ最後。

○6番 金子正一議員 わかりました。

そうなると、今これが可決になったと。では、次のときに、実施設計を出すときに、これが逆に否決になったときにはこの仕事はストップしますよね。これは、その事業だけではないです。そういうことでいいのかと、これは財政担当の課長としてきちっと整理をしていただきたいと思います。

〔何言っているかわかんない〕と呼ぶ者あり〕

○6番 金子正一議員 そういうことで、またあした一般質問があるようですので、そのときにまたいろいろお聞きしたいと思います。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 この補正予算については、それぞれ各常任委員会で協議をして決定されていると思います。この庁舎建設につきましても、我が総務常任委員会の中では説明がありました。そして、一部の議員から二重投資にならないか等々のそういう質問もありました。そして、課長の説明等もあり、この庁舎建設については前に進めていくという形で決定をされております。ですから、そういった点では総務常任委員会は課長の説明も受け、いろんな一部の議員の意見も出ましたけれども、全体的にはこれで進めていくということで、異議なしということで決まりました。

先ほどいろいろ聞いてみますと、大先輩の千金楽議員、それから青木議員も言っていましたけれども、あのとき町長が補正の中で、庁舎建設について設計の予算を計上していく考えだと基本的な説明がありました。そのときに、千金楽議員は欠席です。そして、青木議員は質問をしません。それで、質問されたのは細谷議員1人、多層階ということの質問があっただけです。そして、今一生懸命町長にいろいろ聞いている金子議員は、役場に40年勤めて課長職を退職して、それだけ一生懸命やるということであれば、所管の課長に幾らでもどんどん言って、そして全員協議会のときに、町長のそういう姿勢のときに当然質問してやるべき筋であると思っております。

確かに今までの経緯を見てみますと、設計委託料の1億4,000万円はむだになるかなという思いもあります。しかしながら、その範囲内でやっていくとなれば、いずれにしても山本理顕の設計にしても、設計の見直しの設計はしていかなくてはならない。いずれにしても設計費はかかるのです。ですから、やはりそういったことで終始一貫積み立ての範囲内でやっていくという町の姿勢ですから、我々は一日も早く、金子議員も千金楽議員も庁舎建設に反対ではないということであれば、気持ちよくこれから協議していく。その第一歩ですから、町民も一日も早く建設してほしいという願いが多いわけですから、議員のごたごたで庁舎が建設できないなんてとんでもないです。町民無

視です、それは。ですから、こまを進めて、やはり町の姿勢である積み立ての範囲内で設計を見直して、白紙の状態からこれから進んでいくということで総務常任委員会では決定されておりますので、よろしくお願いします。

○中川健治議長 後藤議員。

○1番 後藤勝子議員 後藤です。

私も庁舎建設費のところで一言お願いしたいのですけれども、町長はただいま全く白紙の状態でもまだ決まっておりませんというようなことを言われましたけれども、先日呂楽町のコーラスグループの方二十数名の方にこちらに来ていただきまして、説明をしていますね。その折一方的に、20分間説明だけをさせていただきます、質問はだめですというふうな前置きをしてされたそうですけれども。

〔「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり〕

○1番 後藤勝子議員 その折コーラスグループの方が何人か、それでも3人ぐらいの方が質問をしたそうですけれども、どうしても多目的ホールが欲しいのであれば、議会棟、議会の中の小会議室のようなものをつくれますので、それを取り払えば200人ぐらいの人が使えます。そこを使ってもらって、それでどうでしょうかというようなことを言われたと。その聞いた人は、まるで町長は設計図がもうできていて、それが頭の中にあって、それで言っているようだと、そういうことなのでしょうかと言われました。私も、そんなことはないですよ、いつも、この間の全協でも多層階でつくりたい、基金の範囲内をつくりたい、18年度までに実施設計に持っていきたい、この三つは私も聞きました、それ以外のことは何も聞いていません、そんなことはないと思いますよと。でも、説明の内容がそうだったのですということなのです。

きょうもまだ全く白紙の状態でもありませんというような言われ方をするのですけれども、そのところはどのようなのでしょうか。どういう思いで町長はそういうことを言ったのでしょうか。ぜひ聞かせていただきたい。

〔「ちゃんと修正した方がいいぞ。聞いた話されたんじゃ

とんでもない」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 大変誤解されておまして、私が一方的に話すから、何も言うなというお話はしていません、はっきり言います。

それと、音楽関係の方々だったものですから、いろいろ多目的ホールをつくってほしいというふうなお話がありました。それがスタートです。ただ、今は保健センターや児童館がブルーシートで屋根を押さえてあって雨漏りしている。優先順位からいけば、そういうものを先にやらせてくださいということで話をしました。今までの流れを写真を見せて、こういうものが必要なのですよということと言ったわけです。どうしても今までどおりのものはできないわけです。その十数億かけて

つくるものではない。ですから、急遽もしどうしても必要であれば、そういった会議室等を利用した中でそういった発表の場ができるような部分は、これから協議の中でとっていけるかもしれませんよという話はしました。

ただ、皆さんの意見を封じ込めたり、私に一方的に話をさせろとか、そういうことは一切ありませんし、それに向こうの人たちが時間を割いてということで時間調節してきました、私の方も、ではいいですよという、そういう場所をつくりましたので、その話を止めるようなことは一切ありませんし、大変誤解されていて遺憾であります。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 零時18分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午後 1時14分 再開〕

---

○中川健治議長 ほかに質問ありませんか。

細谷議員。

○12番 細谷博之議員 先月の31日だったですか、全協は。そのときに町長は、多層階でその庁舎を考えたいと、全協の中でそういう話がありました。そのときには自分で、多層階ですねということ質問したわけでございますけれども、自分自身今のタワーの周りですよ、あそこはかなり地盤が悪いのではないかなと。そういうのを考えたときには、多層階というよりも平家、そういうことも考えた方がいいのではないかな、そういう気持ちがあったので、あのときにそれを確認とったわけです。もうできればそういう形の中で、多層階ではなくて平家でやってもらった方が、自分自身あそこの地盤を考えたらそういうのも必要かなと、そういうふうに思っています。

○中川健治議長 答えはよろしいのですか。答弁は、細谷議員。答弁はよろしいのですか。

○12番 細谷博之議員 では、町長、お願いします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 地盤が悪いから、平家の方がいいのではないかというようなお話ではありますが、あそこは確かに二、三メートルのところは地盤が悪いところがあるようです。ただ、その下に岩盤がありまして、13メートルぐらいだったと思うのですが、地盤調査してありますので、そのデータもあります。それを見せていただきましたらば、ある程度の強度がとれるということで、タワーも、また図書館も建っていますけれども、くいが入ってできているようでありますので、その部分については問題ないかなと思っております。

また、以前の百五、六十メートルの長さというようなものがありましたけれども、いろんなお話を聞きまして、もうちょっと短い方が使いやすいのではないかなというような声もありましたので、

多層階というような表現もさせていただきました。

○中川健治議長 ほかに。

小倉修議員。

○9番 小倉 修議員 先ほどから設計委託料の支払いが終わった1億4,800万ですか、1億4,000万ですか、そういったお話が出ておりますけれども、私の知る範囲内では前の町長が頼んで、そして設計が進められ、そしてまた事業を止めたのも頼んだ人だと。私はあのときにそんなに、1億4,000万、大切な血税でございますけれども、あのときに本来止めるのではなくてそのまま進めておれば、今ごろ進んでいたかなと、そんなふうに思っております。

その後選挙がございまして、やはり合併の方向性が見えたら、今度は26億円以内と、今の経済状況の折、町民の大変苦しい生活の中でございます。よって、26億円以内の使い勝手のよい邑楽町に似合った庁舎、日本に誇れる庁舎でなくていいということで町長は考え、やはり設計料を今回のつけて、その目的を持って一日も早く進んでいってほしいと。迷うことはないと思っております。設計料を上げなければ、当然のごとく庁舎をどうつくろうと色々な費用をのっけなければ、これは話し合うこともできないのです。やはり進めるためには、まずもって予算をとった中で、今年度の補正をとった中で、私は一日も早く進めてほしい。そうでなければ、町民との約束、町民がこうつくってくれ、ああつくってくれと。雨で大水が出たり、冬場大火事があったり、だってそういう災害があったときには、今の場所ではだめなのだよという町民が多いのです。

ですから、きょうも私何か迷っているのかなと、そんなふうに感じたのですが、町長、迷いはないのでしょうか。町民との約束はちゃんと守って、しっかりと一日も早くつくるような考えでおられると思うのですが、その点をお願いいたします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 庁舎について、つくる方向でいきたいということについては迷いはございません。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

5番、小倉孝夫議員。

○5番 小倉孝夫議員 小倉でございます。反対討論を行いたいと思います。

ただいまいろいろと質疑が行われたわけですが、私は反対申し上げたいと、かように考えております。といいますのは、これまで庁舎建設について非常に多くの皆さんがかかわってまいりました。そういった人たちの気持ちと、それから先ほど来出ています1億4,800万、既に庁舎設計に関する費用及びその関係費用が支出されているわけでありまして、これらの費用について

どういふふうに取り扱ふかというよふな具体的な明示がない。また、公募によりました設計コンペの結果ですけれども、そふいったことに関する取り扱ひについても何ら説明がない。しかも、私どもと協議をすると常々言いながら、3月定例会におきましては私どもは予算書を見て初めて設計料が盛つてあるのだと。そして、今回の補正予算もしかるにでございます。初めてこの書類が配られたときに、具体的数字が明示されたわけでありませぬ。どこの委員会で報告されているかわかりませぬが、私は全協でその説明を、具体的金額を聞いた覚えがありません。

きよふの質疑を聞いておりますと、何も決まつておりませぬ、白紙ですと、こふいふ答弁しかないわけです。普通行政が将来の計画を考へるときに、具体的に事前にその内容について協議して、こふな形でどうだろふかというふうなことをするのが、私は当然の責任だというふうに考へております。議会は、すべて白紙委任を与えるわけではございませぬ。したがひまして、具体的なことゝの明示がないまま提案される本予算案、特に庁舎設計の問題ですけれども、その部分について疑義を感じませぬので、本補正予算については反対したいと思ひませぬ。

以上です。

○中川健治議長 本問議員。

○11番 本問恵治議員 平成17年度邑楽町一般会計補正予算につきては、賛成の討論をさせていただきます。

先ほど来庁舎の予算につきては、いろんなお考へを皆さん申されました。でも、本来ここに臨む前に全員協議会や、それから所管の常任委員会、みんなすべてをくぐり抜けてきよふはこの議会に臨んでおります。その席で何ら反論もせず、決をとるこの場に至つて反対の討論をするなんていうのは、私はとてもおかしくてなりません。ましてや庁舎建設の予算だけではございませぬ。それぞれの立場で所管の課長皆さんが工夫を網羅した中で、一生懸命補正予算を組み立ててこの議会に臨んでいるわけでございます。

先ほどから町長がお話ししたとおり、予算を計上して、皆さんとこれからひぎを交えて相談していくと言つているのにもかかわらず、何ら相談がない、こふいふふうな質疑を繰り返しておりますけれども、私はこれからの将来に向かつて一歩でも前を向いて、しかも確実に町民の皆さんのために議会が働く、それが私たちに課せられた議員の使命だと思つておりますので、この一般会計補正予算案につきては私は賛成させていただきます。

以上です。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 ほかに討論はありませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めませぬ。

これにて討論を終結します。

これより議案第67号 平成17年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○中川健治議長 挙手多数。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第68号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第21、議案第68号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第68号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,122万3,000円を追加し、予算の総額を22億1,529万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、国庫支出金、療養給付費交付金、繰入金及び繰越金の増額であります。歳出については、総務費、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金及び諸支出金の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第68号 平成17年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 議案第69号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第22、議案第69号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第69号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,044万7,000円を追加し、予算の総額を17億3,441万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金、繰越金及び諸収入の増額と国庫支出金及び県支出金の減額であります。歳出については、総務費及び医療諸費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第69号 平成17年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第23 議案第70号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第23、議案第70号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第70号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,186万8,000円を追加し、予算の総額を10億4,779万8,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金及び繰越金の増額であります。歳出については、総務費及び保険給付費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第70号 平成17年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第24 議案第71号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第24、議案第71号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第71号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,490万円を追加し、予算の総額を5億8,778万6,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、繰越金及び一般会計繰入金の追加であり、国庫補助金及び町債の減額であります。歳出の主なものは、工事請負費、補償補てん及び賠償金の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第71号 平成17年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第25 認定第1号 平成16年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について

）

日程第30 認定第6号 平成16年度邑楽町水道事業会計決算認定について

○中川健治議長 日程第25、認定第1号 平成16年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第30、認定第6号 平成16年度邑楽町水道事業会計決算認定についてまでの6件について一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 認定第1号 平成16年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成16年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成16年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成16年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成16年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成16年度邑楽町水道事業会計決算認定について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成16年度各会計決算につきましては、地方自治法及び公営企業法の規定により、去る8月22日、23日の2日間にわたり監査委員の審査に付しまして、別紙のとおり監査報告として意見書をいただいておりますので、議会の認定をいただきたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 次に、監査委員から報告を願います。

大塚監査委員。

○大塚久夫監査委員 議長さんのお許しを得まして、決算審査の報告を申し上げます。

審査の内容、結果につきましては、皆さん方のお手元に印刷配付のとおりであります。去る8月22日、23日の両日にわたりまして、石井監査委員ともども慎重に審査をさせていただきました。これより皆さん配付の意見書等を朗読いたしまして、審査の報告にかえさせていただきたいと思っております。

#### 平成16年度決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成16年度邑楽町一般会計歳入歳出決算、平成16年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成16年度邑楽町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成16年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成16年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係諸帳簿証書類等を審査した結果については、下記のとおりであります。

#### 記

1、審査期日 平成17年8月22日・23日

2、審査対象

- (1) 平成16年度邑楽町一般会計
- (2) 平成16年度邑楽町国民健康保険特別会計
- (3) 平成16年度邑楽町老人保健特別会計
- (4) 平成16年度邑楽町介護保険特別会計
- (5) 平成16年度邑楽町下水道事業特別会計

3、審査意見

(1) 一般会計

歳入総額	8,840,067,911円
歳出総額	8,272,180,761円
歳入歳出差引額	567,887,150円

平成16年度の一般会計決算額は上記のとおりであり、前年度と比較して歳入で9.8%増、歳出で8.5%増となり、順調な決算となっております。

このことは、大変厳しい経済情勢の中で堅実に予算編成をし、健全な財政運営を行った結果と思われまます。

歳入においては、地方譲与税や繰入金、町債などが大幅に増加した反面、地方交付税や県支出金、繰越金などの減少が見受けられます。特に町債においては、平成7・8年度に借り入れた減税補てん債の借りかえがあったことが増加の主な要因と思われまます。

町税収入35億3,638万円は、前年度と比較して0.4%増で歳入総額の40.0%を占めており、徴収率は89.3%と依然低下傾向が見られ、新たな徴収対策の必要性が感じられます。

徴収嘱託員制度の活用や口座振替制度の推進などを通じ、徴収率の向上に努めているようですが、

今まで以上に税知識の普及と納税意識の高揚を図り、納税者の理解と協力を得て、より一層の向上に努力されますよう希望いたします。

歳出においては、予算現額86億5,840万円に対し決算額は82億7,218万円で、一部繰越明許費繰越額がありましたので執行率は95.5%となっております。

投資的経費については、前年度比2.2%増で歳出総額の19.0%を占め、主な事業としては町道幹線19号線などの緊急地方道路整備工事、邑楽中学校北校舎（西棟）耐震補強・大規模改造工事、南保育園移転改築事業、駅前駐輪場整備事業、中野東小学校校庭整備事業等の施設整備に努められました。

継続的事業としては、町道の改良整備、用悪水路の改修、公園整備事業、土地区画整理事業等の生活環境整備を図り、第4次総合計画に基づく諸事業の推進がなされております。

また、戸籍の電算化や高齢社会の到来に先駆け、お年寄りの足としての広域路線バスの運行事業や子供達へ夢を与えた南極昭和基地とのテレビ会議などの新規事業が見受けられます。

経常的経費についても広範囲にわたる事務事業を推進し、環境保全・住民福祉の向上に寄与されたことがうかがわれます。

平成16年度の財政状況の概要については以上のとおりですが、時代の転換期を迎え、さらに少子高齢社会の到来、多様化する町民ニーズ等ますます増大する財政需要に対処するため、積極的な財源確保を図る必要があると思われまます。

今後、地方分権、行財政改革を推進する中において、最少の経費で最大の効果が得られますよう財政運営に努め、さらに時代に沿った事務事業の改善・見直しを行い、より一層の効率的な行政執行に努められることを期待するとともに、これからも健全な財政を堅持されますよう希望いたします。

## (2) 国民健康保険特別会計

### 事業勘定

歳入総額	2,287,522,359円
歳出総額	2,122,896,262円
歳入歳出差引額	164,626,097円

平成16年度国民健康保険特別会計事業勘定の決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、前年度と比較して11.5%増であり、総額の33.9%を占める国民健康保険税は前年度比2.9%の増となっております。国庫支出金については医療費等の増大から前年度比10.9%増となっており、一般会計繰入金は前年度比12.6%増となっております。そして、これらの収入が主な財源で合わせて総額の76.1%を占めております。

年々、一般会計への依存が強くなりつつあり、国民健康保険税の在り方など早急な対応が必要と思われまます。

国民健康保険税は制度の要であり、徴収率が75.0%と低下傾向にあるので、より一層徴収率の向上に努力されるとともに、税の公平性を堅持されることを望みます。

歳出においては、前年度比10.5%増であり、総額の65.1%を占める保険給付費は13億8,117万円  
で前年度比16.9%増、老人保健拠出金は前年度比4.4%減となり、合わせて総額の88.4%を占めて  
おります。

国民健康保険事業は、高齢社会の到来や医療水準の高度化に伴う医療費の増加から、さらに厳しい  
状況が続くものと予想されます。

保健事業の充実改善を積極的に取り組み、被保険者の健康への認識と健康の保持増進に努めると  
ともに、医療費適正化を推進し、国民健康保険事業が健全に運営されますよう希望いたします。

### (3) 老人保健特別会計

歳入総額	1,782,279,855円
歳出総額	1,773,198,546円
歳入歳出差引額	9,081,309円

平成16年度の老人保健特別会計決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、前年度比4.0%減であり、支払基金交付金は前年度比8.6%減、国庫支出金は前  
年度比3.8%増で、合わせて総額の85.8%を占めております。

歳出においては、前年度比4.1%減であり、総額の99.6%を占める医療諸費は前年度比4.0%減と  
なっております。

総体的には、平成14年10月に制度改正があったことから歳入歳出とも減少が目立ちます。

高齢社会の到来により対象者は年々増加し、今後の医療費は増大することが予想されますので、  
健康相談や健康教育等老人保健法による保健事業と連携し医療の受給対象者に対し健康への自覚と  
適正な受診を呼びかけ、医療費適正化に積極的に取り組まれるよう希望いたします。

### (4) 介護保険特別会計

歳入総額	1,039,694,651円
歳出総額	1,009,249,805円
歳入歳出差引額	30,444,846円

平成16年度の介護保険特別会計決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、介護保険料が総額の14.8%を占め、前年度比2.9%増、国庫支出金が前年度比  
17.6%増、支払基金交付金は21.4%増、一般会計からの繰入金は17.9%増で、これらを合わせると  
総額の84.7%を占めております。

歳出においては、保険給付費が総額の95.4%を占めており、前年度比20.4%増となっております。

今後、高齢社会の到来により、要介護認定者が年々増加傾向にあることから介護制度の充実を図  
り、介護保険事業が公平で適切かつ健全に運営されますよう希望いたします。

(5) 下水道事業特別会計

歳入総額	452,943,792円
歳出総額	428,733,838円
歳入歳出差引額	24,209,954円

平成16年度の下水道事業特別会計決算額は上記のとおりであります。

歳入においては、前年度比10.5%増であり、一般会計からの繰入金と町債で総額の66.4%を占めております。

歳出においては、下水道費が前年度比15.3%増、公債費が前年度比8.1%増となっており、総体的には前年度比13.1%増となっております。

下水道整備には多額の事業費を要するので、特定財源の確保に一層努め、下水道の長期計画と財政との調整を十分図りながら効率的で効果的な施設整備を行い、住民の快適な生活環境を確立するため努力されるよう望みます。

一般会計及び各特別会計を通じて、審査に付された決算書等は、法令に準拠し、関係諸帳簿証書類も適正に保管されており、計数的にも正確であったことを認めます。

平成17年8月30日

邑楽町長 久保田 文 芳 様

邑楽町監査委員 大 塚 久 夫

邑楽町監査委員 石 井 悦 雄

続いて、

平成16年度邑楽町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成16年度邑楽町水道事業会計決算及び証書類等を審査した結果は下記のとおりであります。

記

- 1、審査期日 平成17年8月23日
- 2、審査対象 平成16年度邑楽町水道事業会計
- 3、審査意見

水道事業収益	551,214,203円
水道事業費用	510,063,799円
当年度純利益	41,150,404円

平成16年度水道事業会計決算は上記のとおりであり、事業収益は前年度比2.3%増、事業費用は前年度比4.6%減となっております。

建設改良工事については、第3浄水場の1系改修工事や配水管布設工事等を重点的に施工され、水の安定供給に努力されました。

今年度は、アパート等の新築が堅調であったことなどから水需要が回復傾向で事業収益が増加しております。事業費用は、県水受水量の契約見直しにより減少し、その結果、4,115万円の純利益を計上することができたと思われます。

このことは、経営改善に鋭意努力された結果と思われ、今後も引き続き研究・検討を重ねてほしいと思います。

水は毎日の生活に欠くことのできないものであり、施設整備と経営改善に努められ、安全な飲料水を安定的に供給するため一層の努力をされ、財源の確保を図り、より健全な経営が行われますよう希望いたします。

なお、水道事業決算報告書及び損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書並びに剰余金処分計算書、その他附属書類を審査し、関係諸帳簿証書類を照合した結果、計数に誤りがなく、事務処理が適正に行われていたことを認めます。

平成17年 8月30日

邑楽町長 久保田 文 芳 様

邑楽町監査委員 大塚 久 夫

邑楽町監査委員 石井 悦 雄

以上であります。

終わります。

○中川健治議長 これをもちまして提案説明及び監査報告を終了しました。

お諮りします。ただいま議題となっております平成16年度各会計の決算認定の件につきましては、後日それぞれの常任委員会開催後に改めて審議したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

---

#### ◎散会の宣告

○中川健治議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日は都合により、午前9時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午後 1時50分 散会〕